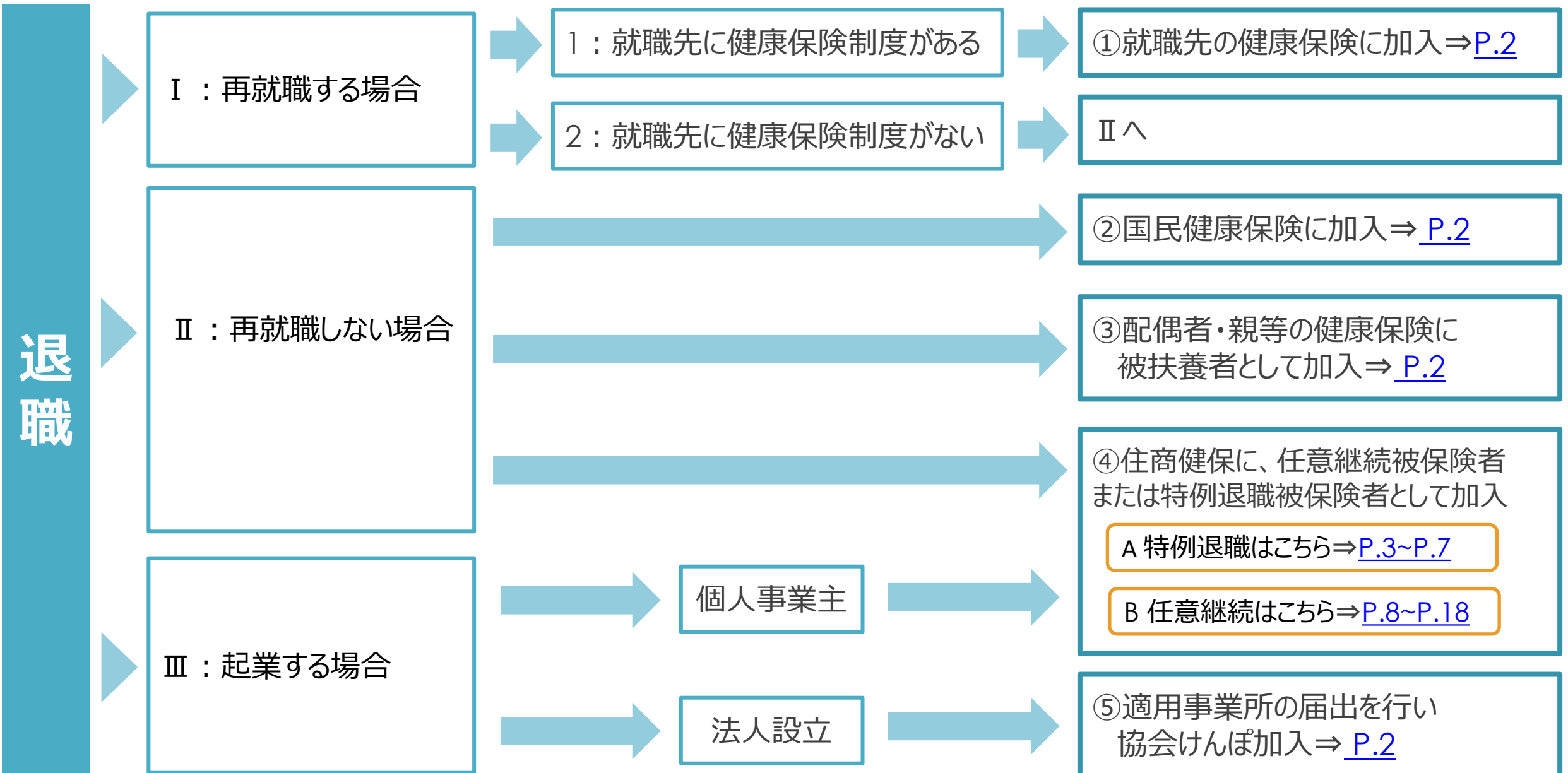


退職後の健康保険について



退職

I : 再就職する場合

1 : 就職先に健康保険制度がある

① 就職先の健康保険に加入 ⇒ [P.2](#)

2 : 就職先に健康保険制度がない

IIへ

II : 再就職しない場合

② 国民健康保険に加入 ⇒ [P.2](#)

③ 配偶者・親等の健康保険に被扶養者として加入 ⇒ [P.2](#)

④ 住商健保に、任意継続被保険者または特例退職被保険者として加入
A 特例退職はこちら ⇒ [P.3~P.7](#)
B 任意継続はこちら ⇒ [P.8~P.18](#)

III : 起業する場合

個人事業主

法人設立

⑤ 適用事業所の届出を行い協会けんぽ加入 ⇒ [P.2](#)

①②③⑤ 住商健保以外の健康保険に加入

必要書類や手続きに関しては加入予定の健保組合へお問い合わせください。

① 就職先の健康保険に加入

就職先で強制加入となりますので、就職先の指示に従って下さい。

② 国民健康保険に加入

市区町村の窓口で手続きを行って下さい。

③ 配偶者・親等の健康保険に被扶養者として加入

配偶者・親・子の会社等、被扶養者として加入する会社の管理部にご確認下さい。

⑤ 適用事業所の届出を行い協会けんぽ加入

年金機構へ適用事業所として届出を行ってください。

健康保険証



退職後すみやかに返却して下さい。

返却先 ⇒ 人事等、コーポレート部門

④-B 特例退職被保険者として加入

住友商事健康保険組合に特例退職被保険者として加入する。

特例退職は在職中と同じく、被扶養者が何人いても保険料は変わりません。

加入条件を満たす方は申し出により、退職後も特例退職被保険者として加入することができ、在職中と同程度の給付、保健事業を受けることができます。※法令により一部を除く

I 加入条件

- ① 60才以上（★）75才未満の方で厚生年金保険や各種共済保険組合などの公的年金(国民年金を除く)の老齢年金や通算老齢年金の受給権がある（年金証書の交付を受けている）
- ② 日本国内に住民票がある
- ③ 住友商事健康保険組合の被保険者であった期間が20年以上
または、40才になった月以降の住友商事健康保険組合の被保険者であった期間が10年以上

※ 加入要件を満たし、老齢厚生年金の支給開始年齢を超えている場合は国民健康保険に加入されていない方のみ加入する事が可能です。

※老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢と特例退職被保険者の資格取得の可否

★特例退職加入時年齢について

生年月日毎の加入要件を満たす年齢は 右表（※）を参照して下さい。

ただし老齢厚生年金を60才に繰り上げて受給される場合は60才から加入する事が可能です。

生年月日	男性					女性				
	60才	61才	62才	63才	64才	60才	61才	62才	63才	64才
昭和33年4月1日より以前			○					○		
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日				○	○		○	○	○	○
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日					○		○	○	○	○
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日					○			○	○	○
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日								○	○	○
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日									○	○
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日									○	○
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日			65才							○
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日										○
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日								65才		

④-A 特例退職被保険者として加入

Ⅱ 給付：療養の給付等の取扱いは、一部を除き（※注1）これまでと同様です。

Ⅲ 加入期間：特例退職被保険者の資格取得後から75歳の誕生日前日まで（※注2）

※注1

傷病手当金、出産手当金等を在職中から受給している方は、一定の条件のもと継続して給付を受けることができます。継続給付は任意継続や特例退職等による、当健保への加入がなくても適用されます。

※注2

以下の場合に資格を喪失します。

- ◆ 満75才になり、後期高齢者医療制度の適用を受けることになったとき
または65才以上で市区町村より一定以上の障害があると認定を受け、後期高齢者医療制度の繰り上げ適用を選択したとき
- ◆ 他健保の被保険者になったとき
（再就職先を退職し、75才になられていない場合は 特例退職被保険者制度に再度加入可能
※国民健康保険に加入していた場合は再加入不可）
- ◆ 死亡したとき
- ◆ 海外居住になったとき（日本国内に住居がない）
- ◆ 保険料を滞納したとき
- ◆ 上記以外で資格喪失を申し出たとき

④-A 特例退職被保険者として加入

IV 保険料：①令和6年度の特例退職被保険者の標準報酬月額は、38万円※です。

※前年9月末における特例退職被保険者を除く全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において規約で定められた額。

- ② 保険料は 標準報酬月額（38万円）に保険料率を乗じて決まります。
- ③ 年・半年払いには保険法で定められた前納割引率が適用されます。
- ④ 保険料は①②の計算方法にて算出するため、ご自身の年収の増減に関係なく年度により変動する事があります。
- ⑤ 翌年度の保険料は 毎年2月下旬にお知らせします。
- ⑥ 確定申告に必要な「保険料納付証明書」は、毎年1月下旬にお送りしています。
- ⑦ 当健保に納めていただく健康保険料は 被扶養者人数に関係なく一定額です。

④-A 特例退職被保険者として加入

V 保険料の納付について

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月分）保険料

		月払い		半年払い		年払い	
一般保険料 (67.45/1,000)	基本(36.72/1,000)	26,220 円	13,954 円	155,533 円	82,772 円	308,045 円	163,935 円
	特定(30.73/1,000)		11,677 円		69,268 円		137,191 円
調整保険料 (1.55/1,000)	589 円		3,493 円		6,919 円		
介護保険料 (18.00/1,000)		6,840 円		40,573 円		80,359 円	
合 計 (介護保険料あり)		33,060 円		196,106 円		388,404 円	
保険料年間計	介護保険料なし	314,640 円		311,066 円		308,045 円	
	介護保険料あり	396,720 円		392,212 円		388,404 円	

保険料は、原則として毎月20日に ゆうちょ銀行の口座より引落させていただきます。

半年払い（6ヶ月前納）は4月～9月分を3/20 に引落、 10月～翌年3月分を9/20に引落、

年払い（12ヶ月前納）は4月～翌年3月分を3/20に引落する場合の金額です。

一回につき**33円の振替手数料**がプラスされ引落されます。

特例退職被保険者制度に加入後、初回の引落日及び金額については納付書でご連絡させていただきます。

※年度途中からの加入で 半年払い 年払い を選んだ場合の初回引落額は納付書をご確認ください。

④-A 特例退職被保険者として加入

■ 介護保険料について（今年度65才になられる方ご注意ください）

- ① 40才以上65才未満の方（第2号被保険者）は、当組合を通じて納めて下さい。
- ② 65才以上の方（第1号被保険者）は、市区町村に納付して下さい。
- ③ 被保険者が65才以上でご自身の介護保険料を市区町村に納付されている場合でも、40才以上65才未満の被扶養者がおられる方は、その方の分として当組合にも介護保険料の納付が必要です。
- ④ 当組合を通じて納めていただく介護保険料は世帯人数に関係なく一定額です。

VI 特例退職を希望する場合の必要書類

加入希望の方には必要書類一式を送付しますので、当健保へご連絡ください。（在職中の方は会社の人事よりお渡しします。）

健康保険証

手続き終了後、新規の保険証は自宅に送付します。

資格取得日前に保険証を交付することはできません。

在職時の健康保険証は、退職翌日から使用できませんので、会社宛てに必ずご返却下さい。

④-B 任意継続被保険者として加入

住友商事健康保険組合に任意継続被保険者として加入する。

任意継続は在職中と同じく、被扶養者が何人いても保険料は変わりません。

退職日の翌日から20日以内に申請することで任意継続被保険者として加入することができ、在職中と同程度の給付、保健事業を受けることができます。※法令により一部を除く

I 加入条件：退職前に被保険者期間が2ヵ月以上ある方が対象です。

II 給付：療養の給付等の取扱いは、一部を除き（※注1）これまでと同様です。

III 加入期間：退職後最大2年間です。

IV 保険料：標準報酬月額×保険料率で算出し、標準報酬月額は①②のいずれか低い方となります。

①退職時の標準報酬月額

②当組合の平均標準報酬月額（62万円/令和6年度～）

在職時は会社が約2/3を負担していましたが、退職後は全額自己負担となります。

※注1

傷病手当金、出産手当金等を在職中から受給している方は、一定の条件のもと継続して給付を受けることができます。継続給付は任意継続や特例退職等による、当健保への加入がなくても適用されます。

※注2

以下の場合に資格を喪失します。

- ◆被保険者となった日から2年を経過したとき
- ◆被保険者が死亡したとき
- ◆保険料納付期限までに保険料を納付しなかったとき
- ◆再就職により他の健康保険、船員保険の被保険者となったとき
（ただし、疾病任意継続被保険者は除く）
- ◆後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
- ◆上記以外の要件で任意継続の資格喪失を申し出たとき

④-B 任意継続被保険者として加入

V 保険料の納付について

保険料は、毎月10日までに当月分を住友商事健康保険組合指定の金融機関に納付していただきます。（口座引落不可）

※保険料・振込先の口座番号は任意継続被保険者の資格取得後に送付する納付書をご確認ください。

※任意継続を選択した最初の月の納付期限は指定日になります。納付書をご確認ください。

保険料を期日までに納付しなかった場合は資格を喪失しますので、ご注意下さい。

VI 任意継続を希望する場合の必要書類

申請に関する概要（[P.10](#)）や提出書類は添付資料のフロー（[P.11](#)）をご確認ください。

健康保険証

手続き終了後、新規の保険証は自宅に送付します。
資格取得日前に保険証を交付することはできません。
在職時の健康保険証は、退職翌日から使用できません。会社宛てに必ずご返却下さい。

④-B-1 任意継続申請の概要

■ 申請書類

④-B-2 任意継続必要書類確認フロー ([P.11](#)) よりご自身に該当するページで必要な提出書類をご確認ください。

申請書は住友商事健康保険組合ホームページよりダウンロードできます。 ([P.12](#))

※メール提出 (PDF/写真) 不可のため、必ず本紙を郵送または社内便で送付してください。

■ 申請期日

手続きの締め切りは、退職後 20 日以内です。

■ 問合せ・書類提出先

〒541-0041

大阪府中央区北浜4-5-33 (住友ビル9階)

住友商事健康保険組合 宛

[TEL:06-6220-6172](tel:06-6220-6172) (代表)

※健康保険証は退職日翌日以降、ご自宅宛てに送付します。

■ 注意点

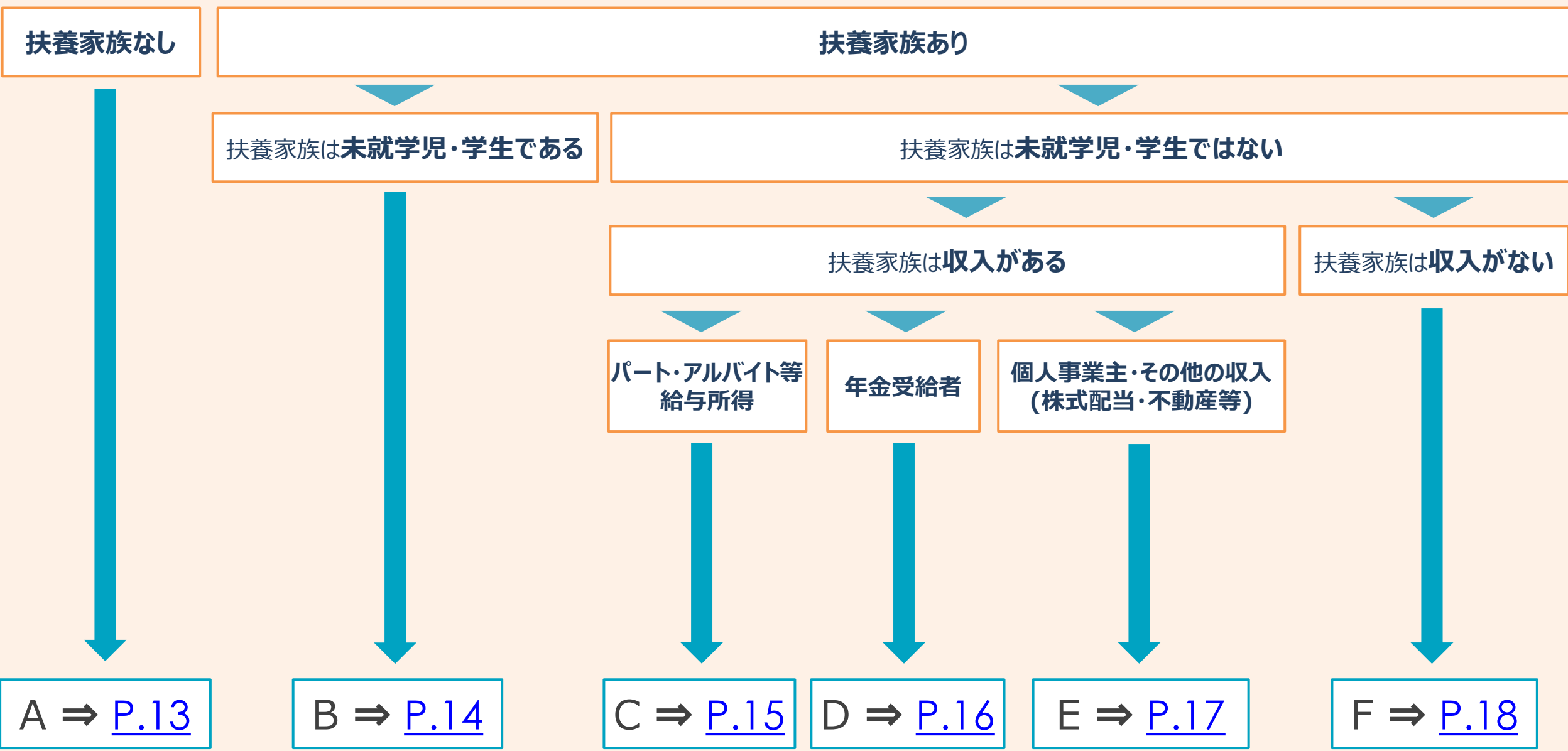
※お子様の扶養に関して、原則として両親いずれかの収入が高い方が扶養にすることになっています。

お子様のみ扶養家族として申請される場合は、追加書類が必要になる可能性がありますので、住友商事健康保険組合へご相談ください。

※ご提出いただいた確証で実態が把握できない場合は、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

※被扶養者は国内居住者に限ります。海外居住のご家族は扶養申請不可のためご注意ください。

④-B-2 任意継続必要書類確認フロー



④-B-3 申請書類ダウンロード方法

1. 住友商事健康保険組合ホームページより「申請書ダウンロード」の項目を開きます。



2. [P.11](#)で申請に必要な書類を確認し、該当の書式の「用紙」をクリック。PDFをダウンロードしてください。

申請書ダウンロード

保険証・適用に関する書式

名称	申請書	記入例	こんなときに
被保険者・被扶養者資格取得・喪失証明願	用紙	記入例	証明書が必要なとき
被保険者証・高齢受給者証再交付願	用紙	記入例	保険証・高齢受給者証を再交付してほしいとき
被保険者証・高齢受給者証滅失届	用紙	記入例	保険証・高齢受給者証を紛失して返納できないとき（資格喪失するときのみ）
住所変更届	用紙	-	特例退職被保険者・任意継続被保険者が住所を変更するとき
一般被保険者・被扶養者認定申請書	用紙	-	家族を加入させたいとき
特例退職／任意継続被保険者・被扶養者認定申請書	用紙	-	家族を加入させたいとき
特例退職被保険者・被扶養者異動届	用紙	-	特退の家族が加入するとき、脱退するとき
任意継続被保険者資格取得申請書	用紙	記入例	任意継続被保険者になるとき
任意継続被扶養者（異動）届	用紙	記入例	任意継続被保険者の家族が加入するとき、脱退するとき
任意継続被扶養者についての念書	用紙	記入例	任意継続被保険者の18歳以上の家族が加入するとき
特例退職／任意継続被扶養者収入状況報告書	用紙	-	特例退職／任意継続被保険者の家族が加入するとき（異動届に添付）

申請書類：A 扶養家族がいない方

■ 申請書類

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

2. ご自身の住民票

※マイナンバー（個人番号）の記載がないもの

※非居住者で住民票が取得できない場合は住友商事健康保険組合までお問い合わせください。

申請書類：B 扶養家族が未就学児・学生の方

■ 申請書類< 大学生・専門学校生 >

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

2. 住民票 ※1参照

- ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- ・続柄の記載があるもの
- ・世帯全員の記載があるもの
- ・発行後3ヶ月以内のもの
- ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。

3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届

4. 収入状況報告書

5. 対象者の所得証明書

6. 在学証明書

【18歳以上の方】

7. 被扶養者についての念書

【22歳以上の方】

8. 特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

【アルバイト等・給与所得がある方のみ】

9. 直近3ヶ月分の「給与明細書」 または月収が分かる書類のコピー

■ 申請書類< 高校生以下 >

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

2. 住民票 ※1参照

- ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- ・続柄の記載があるもの
- ・世帯全員の記載があるもの
- ・発行後3ヶ月以内のもの
- ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。

3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届

※1

住民票では被扶養者（ご家族）が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者（ご自身）との続柄を確認しています。

被保険者と被扶養者の住民票住所が異なる場合は、住民票で続柄確認ができませんため、「戸籍抄本もしくは謄本」もご提出ください。

申請書類：C 扶養家族がパート・アルバイト等給与所得がある方

■ 申請書類

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
2. 住民票 ※1参照
 - ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
 - ・続柄の記載があるもの
 - ・世帯全員の記載があるもの
 - ・発行後3ヶ月以内のもの
 - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届
4. 被扶養者についての念書
5. 収入状況報告書
6. 対象者の所得証明書
7. 直近3ヶ月分の「給与明細書」 または 月収が分かる書類のコピー

※1

住民票では被扶養者（ご家族）が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者（ご自身）との続柄を確認しています。

被保険者と被扶養者の住民票住所が異なる場合は、住民票で続柄確認ができかねるため、「戸籍抄本もしくは謄本」もご提出ください。

【16歳以上のお子様のみ】

8. 特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

申請書類：D 扶養家族が年金受給者の方

■ 申請書類

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
2. 住民票 ※1参照
 - ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
 - ・続柄の記載があるもの
 - ・世帯全員の記載があるもの
 - ・発行後3ヶ月以内のもの
 - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届
4. 被扶養者についての念書
5. 収入状況報告書
6. 対象者の所得証明書
7. 直近の「年金額振込通知書」のコピー

※1

住民票では被扶養者（ご家族）が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者（ご自身）との続柄を確認しています。

被保険者と被扶養者の住民票住所が異なる場合は、住民票で続柄確認ができかねるため、「戸籍抄本もしくは謄本」もご提出ください。

申請書類：E 扶養家族が個人事業主・その他（株式配当・不動産等）収入がある方

■ 申請書類

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

2. 住民票 ※1参照

- ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- ・続柄の記載があるもの
- ・世帯全員の記載があるもの
- ・発行後3ヶ月以内のもの
- ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。

3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届

4. 被扶養者についての念書

5. 収入状況報告書

6. 対象者の所得証明書

7. 直近の確定申告書（写）

【16歳以上のお子様のみ】

8. 特例退職/任意継続被保険者・被扶養者認定申請書

※1

住民票では被扶養者（ご家族）が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者（ご自身）との続柄を確認しています。

被保険者と被扶養者の住民票住所が異なる場合は、住民票で続柄確認ができかねるため、「戸籍抄本もしくは謄本」もご提出ください。

申請書類：F 扶養家族が学生等ではなく収入がない方

■ 申請書類

1. 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
2. 住民票 ※1参照
 - ・マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
 - ・続柄の記載があるもの
 - ・世帯全員の記載があるもの
 - ・発行後3ヶ月以内のもの
 - ・被保険者が非居住者で住民票が取得できない場合は当組合までお問い合わせください。
3. 健康保険任意継続被扶養者（異動）届
4. 被扶養者についての念書
5. 収入状況報告書
6. 対象者の所得証明書

※1

住民票では被扶養者（ご家族）が

- ・国内居住者であることの確認
- ・被保険者（ご自身）との続柄を確認しています。

被保険者と被扶養者の住民票住所が異なる場合は、住民票で続柄確認ができかねるため、「戸籍抄本もしくは謄本」もご提出ください。